

公 安 委 員 会
説明資料No.

1

犯罪被害者等給付金の裁定（埼玉県・千葉県）
に対する審査請求事案の審理状況及び裁決について

平成25年11月14日
給 与 厚 生 課

(略)

(略)

	月 間	そ の 他
1月		
2月		
3月		
4月		○ 春の全国交通安全運動 (6日～15日)
5月	○ 薬物事犯取締活動特別強化月間	
6月	○ 不法就労・不法滞在防止のための 活動強化月間	
7月		
8月		○ 防災週間 (30日～9月5日)
9月		○ 秋の全国交通安全運動 (21日～30日)
10月	○ 拳銃取締活動特別強化月間	○ 全国地域安全運動 (11日～20日)
11月	○ 指名手配被疑者捜査強化月間	
12月		

1 日時

平成 25 年 11 月 19 日(火) 午前 8 時 50 分から午後 5 時 45 分まで

2 開催場所

警視庁術科センター（武道館及び射撃場）

3 競技方法

- (1) 団体戦（皇宮警察本部及び都道府県警察 48 チーム）

警察官の政令定数により 3 部※に分けて実施

※第 1 部：5,000 人以上、第 2 部：2,500 人以上 5,000 人未満、第 3 部 2,500 人未満

- (2) 個人戦（女性警察官のみ）

皇宮警察本部及び都道府県警察の代表者により実施

4 競技種目及び出場選手

- (1) 団体戦

ア 逮捕術

同種試合（徒手、警棒）、異種試合（徒手対短刀、警棒対短刀又は警杖）

イ 拳銃

制服警察官の部、私服警察官の部、センター・ファイア・ピストルの部

ウ 出場選手

区分	逮捕術	拳銃
第 1 部(12 チーム)	7 人	5 人
第 2 部(15 チーム)	6 人	4 人
第 3 部(21 チーム)	5 人	3 人

- (2) 個人戦

ア 逮捕術

女子個人戦（警棒対警棒） 67 人

イ 拳銃

女子エア・ピストル 34 人

5 主な表彰

- (1) 団体戦は、各部ごとに成績上位チームを表彰

- (2) 個人戦は、個人戦及び拳銃団体戦の各競技種目の成績上位者を表彰

6 前回大会（平成 24 年度）の優勝（団体戦）

区分	逮捕術	拳銃
第 1 部	兵庫県警察	警視庁
第 2 部	茨城県警察	岡山県警察
第 3 部	山梨県警察	佐賀県警察

7 その他

大会当日は、午後 2 時 30 分から閉会式まで、部内に中継予定

(府内 C A T V チャンネル「220」)

公 安 委 員 会	中国人グループによる詐欺サイトに 係る組織的犯罪処罰法（犯罪収益等 収受）被疑者の検挙について	平成25年11月14日
説明資料No. 4		情報技術犯罪対策課

本年11月7日、福岡県警察等21都道県警察の合同捜査本部は、偽のインターネットショップ（詐欺サイト）を利用した詐欺等による犯罪収益を、自己の経営する会社の口座に振り込ませた被疑者2名を、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等収受）の罪で通常逮捕した。

1 被疑法人、被疑者、罪名及び罰条

(1) 被疑法人

千葉県成田市の貿易会社

(2) 被疑者

埼玉県三郷市 被疑法人の代表取締役（国籍：中華人民共和国 38歳）

他1名

(3) 罪名及び罰条

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

同法第11条（犯罪収益等収受）（3年以下の懲役、100万円以下の罰金）

同法第17条（両罰規定）

2 事業概要

被疑者らは、本年2月から3月の間、前後十数回にわたり、氏名不詳者らが、他人を欺いて中国人名義口座に振り込ませた詐欺による犯罪収益、または、前記氏名不詳者らが、偽ブランド品を譲渡し、代金を同口座に振り込ませた商標法違反による犯罪収益を含む現金合計百数十万円を、情を知りながら、同口座から被疑法人名義口座に振り込ませたもの。

3 合同捜査等の経緯

(1) 本年3月、多発する同種事犯に対する合同捜査を開始。

(2) これまで、代金振込先に利用された口座を譲渡した技能実習生、口座売買や詐欺サイト利用偽ブランド品販売をした留学生ら、中国人被疑者7名を、犯罪収益移転防止法違反、組織的犯罪処罰法違反又は商標法違反の罪で逮捕し、全容解明に努めてきた。

(3) 今回、同種事犯による犯罪収益を收受して中国元に換えるマネーロンダリングを組織的に行って上記1の被疑者の手口解明に至ったもの。

公安委員会
説明資料No.5

大田区内における身の代金目的
拐取等事件の発生・検挙について
(警視庁)

平成25年11月14日
捜査第一課

1 発生日時・場所

平成25年11月6日午後5時ころから同日午後7時50分ころまでの間
東京都大田区内から東京都府中市内の路上

2 被害者

(1) 身の代金目的拐取、監禁

東京都大田区居住 中学生 A女

(2) 拐取者身の代金要求

東京都大田区居住 B女 (※A女の実母)

3 被疑者

(1) 埼玉県加須市

会社員 X () 43歳

※11月6日午後7時53分 監禁罪で現行犯逮捕

(2) 沖縄県宜野湾市

無職 Y () 24歳

※11月6日午後7時53分 監禁罪で現行犯逮捕

(3) 沖縄県沖縄市

無職 Z () 23歳

※11月7日午後7時40分 身の代金目的拐取罪等で通常逮捕

4 事案の概要

被疑者らは共謀の上、11月6日午後5時ころ、東京都大田区内の路上を徒步で帰宅中のA女に対し、道を尋ねる振りをして無理やり車両内に引きずり込み、車内に監禁するとともに、同日午後6時49分ころ、電話でB女に対し、身の代金2,000万円を要求した。

5 捜査状況

(1) 11月6日午後7時5分ころ、B女からの届出を受け、所要の捜査を推進中のところ、同日午後7時50分ころ、府中市内において、別件盗難ナンバープレート装着車両を発見、職務質問した警察官が、車内に監禁されていたA女を保護するとともに、被疑者X、同Yを監禁罪で現行犯逮捕した。

(2) 更に翌7日、神奈川県厚木市内で被疑者Zを発見し、身の代金目的拐取罪等で通常逮捕した。

公安委員会	求職者支援制度を悪用した詐欺等事件の検挙について(大阪府警察)	平成25年11月14日
説明資料No. 6		捜査第二課

1 逮捕被疑者

- (1) () (70歳) NPO法人職員
- (2) () (39歳) NPO法人役員
- (3) () (51歳) NPO法人職員
- (4) () (56歳) 無職

2 逮捕年月日

平成25年11月11日

3 罪名及び罰条

詐欺、詐欺未遂（刑法第246条第1項、同法第250条）

4 逮捕事実の要旨

被疑者らは、失業者対策として厚生労働省が実施する求職者支援制度を利用して、職業訓練受講給付金名下に金員を詐取しようと企て、職業訓練講座の受講仮装者数名と共に、前記求職者支援制度の認定を受けた職業訓練が実施されていないにもかかわらず、これがあるように装い、平成24年9月下旬ころから11月下旬ころまでの間、数回に亘り、同受講仮装者らが同職業訓練に出席した旨の虚偽の事実を記載した申請書を作成し各受講仮装者が各人の住居地を管轄する各公共職業安定所に提出し、各受講仮装者に同給付金の受給資格がある旨誤信させて同給付金の支給を決定させ、よって、後日、各受講仮装者名義の預金口座に合計約150万円を振込入金させて騙し取ったほか、一部の受講仮装者について、本人の収入が給付金受給基準を超過していることを支給担当者に看破されたため金員詐取の目的を遂げなかつたもの。

公 安 委 員 会	公 職 選 挙 法 違 反 事 件 の 檢 拳	平成25年11月14日
説明資料No.	7	について(警視庁・鹿児島県警察)

1 逮捕警察

警視庁・鹿児島県警察合同捜査本部

2 逮捕被疑者（平成25年11月12日逮捕）

- (1) (58歳) 医療法人職員
- (2) (69歳) 医療法人職員
- (3) (69歳) 医療法人職員
- (4) (53歳) 団体職員

3 被疑事実の概要

被疑者らは、平成24年12月16日施行の第46回衆議院議員選挙に際し、共謀の上、

- ① 候補者（　　県第　区・　　選挙区）に当選を得しめる目的をもって、平成24年11月頃から12月頃までの間、　　グループの選挙運動者498名に対し、同候補者への投票取りまとめ等の選挙運動をすることの報酬として、現金及び航空券等合計約6,330万円相当を供与するとともに、航空機代金等として合計約1,410万円相当の財産上の利益を供与し（合計約7,740万円相当）
- ② 同候補者に当選を得しめるための選挙運動をしたことの報酬とする目的をもって、平成24年11月頃から平成25年7月頃までの間、前記選挙運動者ら545名に対し、現金及び特急乗車券等合計約6,020万円相当を供与するとともに、航空機代金等として合計約990万円相当の財産上の利益を供与し（合計約7,010万円相当）

たものである。

※ 被供与者合計（実数）563名、供与金額合計約1億4,750万円相当

4 罪名及び罰条

公職選挙法221条1項1号（事前買収）、3号（事後買収）

5 その他

平成25年11月12日、東京地方検察庁において、衆議院議員の親族2名を同一事実により逮捕している。

公安委員会 説明資料No. 8	外為法違反事件被疑者の逮捕について	平成25年11月14日 外事課
--------------------	-------------------	--------------------

福岡県警察、山口県警察、北海道警察及び福島県警察合同捜査本部は、北朝鮮に不正に貨物を輸出した外国為替及び外国貿易法違反(無承認輸出)の疑いで、11月8日(金)、北海道内の貿易会社役員ら2名を通常逮捕した。

1 被疑者

(1) 被疑者甲

北海道苫小牧市内に居住する貿易会社役員の男(40歳)

(2) 被疑者乙

北海道帯広市内に居住する自動車タイヤ販売会社役員の男(61歳)

2 逮捕罪名

外国為替及び外国貿易法違反(無承認輸出)

3 事業の概要

被疑者らは、共謀の上、平成21年6月18日から北朝鮮向けの全ての貨物の輸出が禁止されているにもかかわらず、平成22年12月上旬ころ、中古タイヤ290本(輸出申告価格約93万円)を、経済産業大臣の承認を受けないで、東京港から中国・大連を経由して北朝鮮に輸出したものである。

4 参考

我が国政府が講じた対北朝鮮措置に係る違反事件として、本件は28件目の検挙となる。